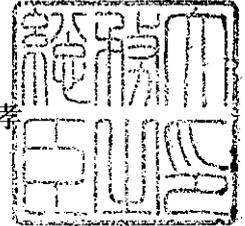




総政企第53号  
平成25年3月28日

統計委員会委員長  
樋口 美雄 殿

総務大臣  
新藤 義孝



諮問第50号  
経済センサス-基礎調査及び商業統計調査の変更について（諮問）

標記について、経済センサス-基礎調査と商業統計調査とを一体的に実施するため、総務大臣から平成25年3月19日付け総統基第44号「基幹統計調査の変更について（申請）」（別添1）のとおり、経済産業大臣から平成25年3月19日付け20130318統第2号「基幹統計調査の変更について（申請）」（別添2）のとおり、それぞれ申請されたところ、これらの承認の適否を判断するに当たり、統計法（平成19年法律第53号）第11条第2項において準用する同法第9条第4項の規定に基づき、統計委員会の意見を求める。

# 諮 問 の 概 要

## 1 諮問事項

基幹統計調査である「経済センサス基礎調査」及び「商業統計調査」の平成26年調査の実施に当たり、統計法（平成19年法律第53号）第11条第1項の規定に基づき、総務大臣及び経済産業大臣それぞれから申請のあった以下の変更を承認すること

### (1) 変更の概要

「平成26年に実施する経済センサス基礎調査」（以下「基礎調査」という。）及び「同年に実施する商業統計調査」（以下「商業調査」という。）について、両調査の調査計画における「報告を求める事項」、「基準となる期日又は期間」及び「報告を求めるために用いる方法」を以下のとおり変更する。

なお、商業調査の調査対象事業所全てが基礎調査の調査対象に含まれていることから、総務省及び経済産業省は、両調査を平成26年に一体的に実施することとしている。

#### ア 調査事項の変更

##### (ア) 変更事項1（基礎調査固有事項）

基礎調査の調査事項において、年間総売上（収入）金額（以下「総売上高」という。）を新たに把握する。

なお、基礎調査で総売上高を把握するに当たっては、他の大規模統計調査である工業統計調査及び特定サービス産業実態調査で把握した総売上高のデータを基礎調査に移送する。

##### 【説明】

基礎調査で総売上高を把握することについては、次の理由によるもの。

##### ① 事業所母集団データベースの補完

平成25年1月から運用が開始された事業所母集団データベースは、各種統計調査への母集団情報の提供やデータの補完等の役割を担っているが、同データベースの運用初期段階にある現在、可能な限り最新のデータを整備して有用性の向上を図り、利活用の進む環境を整備するため。

##### ② 各統計調査の標本設計の可能性拡大のための意欲的取組

従来から使われている従業者数、資本金に加え、近年における産業構造の変化等を踏まえ、経済規模を的確に表すとされる総売上高を層化項目として使用することについて検証できるようにし、標本設計の可能性の拡大を探るため。

##### (イ) 変更事項2（基礎調査及び商業調査共通事項）

基礎調査の調査事項（商業調査との共通調査事項）において、「事業所の従業者数」欄の別経営の事業所から派遣されている人数について、「出向」、「派遣」別に人数を把握する。

##### 【説明】

前回の基礎調査（平成21年）で把握していた「派遣」の人数に「出向」の人数が含まれている可能性があることから、派遣労働者数の内訳を詳細に把握するため、「出向」、「派遣」別に人数を把握することに変更するもの。

### (ウ) 変更事項 3 (商業調査固有事項)

「年間商品販売額の販売方法別割合」欄の選択肢に「電子マネーによる販売」を追加する。

#### 【説明】

近年、電子マネーの決済金額が拡大している傾向にあることから、新たに電子マネーによる販売の割合を把握するもの。

### (エ) 変更事項 4 (商業調査固有事項)

「年間商品販売額のうち小売販売額の商品販売形態別割合」欄の選択肢に「インターネット販売」を追加する。

#### 【説明】

近年、売上総額に占めるインターネットを利用した通信販売の割合が増加傾向にあることから、現行の「通信・カタログ販売」に含まれていたインターネット販売による割合を新たに特掲して把握するもの。

### (オ) 変更事項 5 (商業調査固有事項)

事業所を対象に年末時点の商品手持額を把握することから、企業を対象に年末及び年初の商品手持額を把握することに変更する。

#### 【説明】

SNA (国民経済計算) 等の推計精度の向上等に資するため、法人の流通在庫の増減額等を的確に把握するもの。

## イ 調査期日の変更 (商業調査固有事項)

基礎調査と商業調査を一体的に実施するため、商業調査の調査期日を従来の「6月1日現在」から「7月1日現在」に変更する。

## ウ 調査対象期間の変更 (商業調査固有事項)

「年間商品販売額等」、「年間商品販売額の販売方法別割合」等について、調査対象期間を年度による把握から暦年による把握に変更する。

#### 【説明】

活動調査の結果との整合性及び継続性を確保する観点及び工業統計調査、特定サービス産業実態調査等、他の統計調査等との比較可能性を向上させる観点から変更するもの。

## エ 調査方法の変更

### (ア) 変更事項 1 (基礎調査及び商業調査共通事項)

基礎調査における本社一括調査及び商業調査における本社等一括調査 (以下「本社一括調査」という。) における調査系統、対象範囲を下表のとおり変更する。

表

区分	変更後	現行
調査系統の変更	配布・回収：総務省・ <u>経済産業省</u> － <u>民間事業者</u> －報告者 回収 (督促含む。)：報告者－ <u>総務省</u> ・ <u>経済産業省</u> 、報告者－都道府県、報告者－ <u>市</u>	(基礎調査) 配布・回収 (督促含む。)：総務省－報告者、都道府県－報告者、市町村－報告者、調査員－報告者 (商業調査) 配布：経済産業省－報告者 回収 (督促含む。)：報告者－都道府県－経済産業省、報告者－経済産業省
対象範囲の変更	市：本所及び全ての支所が自市内に	(基礎調査)

	<u>ある従業員数 30 人未満の企業</u> <u>都道府県：本所及び大半の支所が自</u> <u>都道府県内にある従業員数 30</u> <u>人未満の企業</u> <u>総務省・経済産業省：複数の都道府</u> <u>県に支所を有する企業、複数事</u> <u>業所を有し従業員数 30 人以上</u> <u>の企業、特定の単独事業所</u>	調査員：支所数 9 以下 市町村：支所数 10 以上 29 以下 都道府県：支所数 30 以上 99 以下 総務省：支所数 100 以上及び常用雇用者 5000 人 以上 (商業調査) 都道府県：経済産業大臣が指定する企業 経済産業省：経済産業大臣が指定する企業
--	---	--

**【説明】**

前回の基礎調査（平成 21 年）では、調査票の配布・回収（督促含む。）業務を国、都道府県、市町村、調査員があらかじめ決められた対象範囲（傘下支所事業所数に応じた担当区分）ごとにそれぞれ担当していた。

今回の基礎調査では、①調査員の事務負担の軽減に資するため、調査員による本社一括調査を廃止する、②地方公共団体の事務負担の軽減に資するため、調査票の配布及び一義的な回収（督促含む。）業務は、国が契約する民間事業者が一括して担当する、③当該民間事業者が回収できなかった調査票の回収（督促含む。）業務については、引き続き、国、都道府県及び市があらかじめ決められた対象範囲（傘下支所事業所の従業員数、所在地に応じた担当区分）ごとにそれぞれ担当することに変更するもの。

なお、商業調査については、平成 14 年調査より本社等一括調査を導入している。今回は、前回企業の希望に応じて適用していたことを改め、傘下に複数の支所事業所を有する全ての企業について適用し、①調査票の配布及び一義的な回収業務は、国が契約する民間事業者が一括して担当する、②当該民間事業者が回収できなかった調査票の回収（督促含む。）業務については、引き続き、国、都道府県及び市があらかじめ決められた対象範囲（傘下支所事業所の従業員数、所在地に応じた担当区分）ごとにそれぞれ担当することとするもの。これは、地方公共団体及び調査員の事務負担軽減の効果を持つ。

**(イ) 変更事項 2（基礎調査及び商業調査共通事項）**

民営事業所を対象とした調査の調査票の種類を下表のとおり変更する。

表

対象		変更後		現行	
		調査形態	調査票	調査形態	調査票
事業所	単独（存続）	調査員調査	調査票 A 調査票 B	調査員調査	調査票 A
	新設（本所・支所・単独）		調査票 A		商業調査票
企業（本社・支社等企業組織全体）		直轄調査（本社一括調査）			調査票 C（企業調査票） 調査票 C（事業所調査票）
	直轄調査（本社一括調査）		調査票 A 調査票 B		

**【説明】**

前回の基礎調査（平成 21 年）では、調査員が事業所調査と企業調査（本社一括調査）の両方を担当し、調査票 A、調査票 B 及び本社等確認票（新設の支所事業所の本社事業所の名称、所在地等を把握するための確認票）の 3 種類の調査票を用いて調査を行っていたが、調査員が単独事

業所、本社事業所、新設の支所事業所等の別を確認した上で調査票を配り分ける必要がある等、調査員の事務負担が大きく、回収を十分に行うまでに時間を要した。

このため、調査員の事務負担の軽減等を図るため、前述1(1)エ(ア)のとおり、調査員による企業調査(本社一括調査)を廃止し、調査員が担当する調査を事業所調査のみに限定することとし、そのために用いる調査票の種類を調査票A(調査票Bは商業調査対象に用いる、基礎調査と商業調査の共通調査票)と直轄調査である企業調査(本社一括調査)のために用いる調査票Cに変更するもの。

また、基礎調査と商業調査を一体的に実施するため、商業調査対象の企業、事業所については、両調査の調査事項を盛り込んだ共通調査票(調査票B(単独事業所対象)、調査票C(企業及び企業傘下事業所対象))を用いて調査することに変更するもの。

#### (ウ) 変更事項3(基礎調査及び商業調査共通事項)

オンラインによる調査票の回収業務の対象を拡大する(商業調査については、今回新たに導入)。

##### 【説明】

オンラインによる調査票の回収業務については、前回の基礎調査(平成21年)で本社一括調査の対象事業所におけるオンラインによる調査票の回答率が高かったこと等の理由から、今回の基礎調査では、オンラインによる調査票への回答の利便性について報告者に十分な周知を行うなど、オンラインによる調査票の回答率を上げるための工夫をした上で、オンラインによる調査票の回収業務の対象を調査員調査の対象事業所(単独事業所)まで拡大するもの。

#### (エ) 変更事項4(基礎調査及び商業調査共通事項)

プレプリント事項を拡大する。

##### 【説明】

後述2(2)のとおり、前回の基礎調査(平成21年)では、本社一括調査において、企業が記入する調査票に傘下支所事業所の情報(名称、所在地等)がプレプリントできなかつたことから、今回の基礎調査、商業調査では、事業所の定義に沿った確実な捕捉、報告者の負担軽減等の観点から、プレプリント事項を拡大し、企業構造の事前把握(※)で把握した傘下支所事業所の情報(名称、所在地等)をプレプリントするもの。

(※)平成26年の基礎調査、商業調査では、平成24年に実施した経済センサスー活動調査の結果等が収録されている事業所母集団データベースを基に作成した調査対象名簿の最新性を確保するため、本社(単独事業所を除く。)を対象として、国直轄により企業構造の情報(本社・支社の関係情報等)を事前に郵送により把握することとしている(本調査のための名簿作成)。

## 2 審議すべき重点事項

### (1) 基礎調査において総売上高を調査事項とすることについて

基礎調査において総売上高を調査事項とすることについては、例えば、総売上高を層化項目として使用することについて、個人企業経済調査等に潜在的な有用性が認められるという考え方には、一定の合理性が認められる。

しかし、基礎調査と把握対象年が同一の総売上高を把握する基幹統計調査等との重複による報告者の負担感の増加、実査に係る事務への影響により、捕捉率や回収率が低下し、当該データを収録する事業所母集団データベースの質の低下を招くおそれがあり、同データベースを利用する公的統

計への影響も懸念される。

こうしたことから、事業所母集団データベースの補完を目的として、基礎調査における総売上高を調査することの検討に当たっては、同データベースの有用性及び現状で収録されている情報等の質の低下への懸念の双方について十分に考慮すべきである。

## (2) 公的統計の整備に関する基本的な計画における指摘事項について

公的統計の整備に関する基本的な計画（平成 21 年 3 月 13 日閣議決定）において、「経済センサスー活動調査の中間年に当たる平成 26 年に、事業所に関する属性情報、企業の親子関係を的確にとらえ、本社と支社の組織的な連携関係を明らかにする経済センサスー基礎調査を引き続き実施するため所要の準備を平成 25 年度までに行う。」とされている。

今回の基礎調査では、平成 24 年に実施した活動調査の結果や事業所母集団データベースを基に作成した調査対象名簿の正確性を期すため、基礎調査の実施とは別に、本社（単独事業所を除く。）を対象として、国直轄により企業構造の情報（本社・支社の関係情報等）を、事前（平成 25 年 9 月）に郵送により把握（本調査のための名簿作成）し、事業所の定義に沿った確実な捕捉を行った上で、企業調査票に傘下支所事業所の情報をプレプリントする（1(1)エ（エ）参照）など、経済センサスにおける事業所の定義と企業側の認識の違いをできるだけ解消することとしている。

これについては、企業構造の事前把握の実施の妥当性及びその効果について検討する必要がある。

# 経済構造統計の指定

## 検討経緯

- 政府統計の構造改革に向けて（平成17年6月 内閣府経済社会統計委員会報告）
- 経済財政運営と構造改革に関する基本方針2005（平成17年6月 閣議決定）等

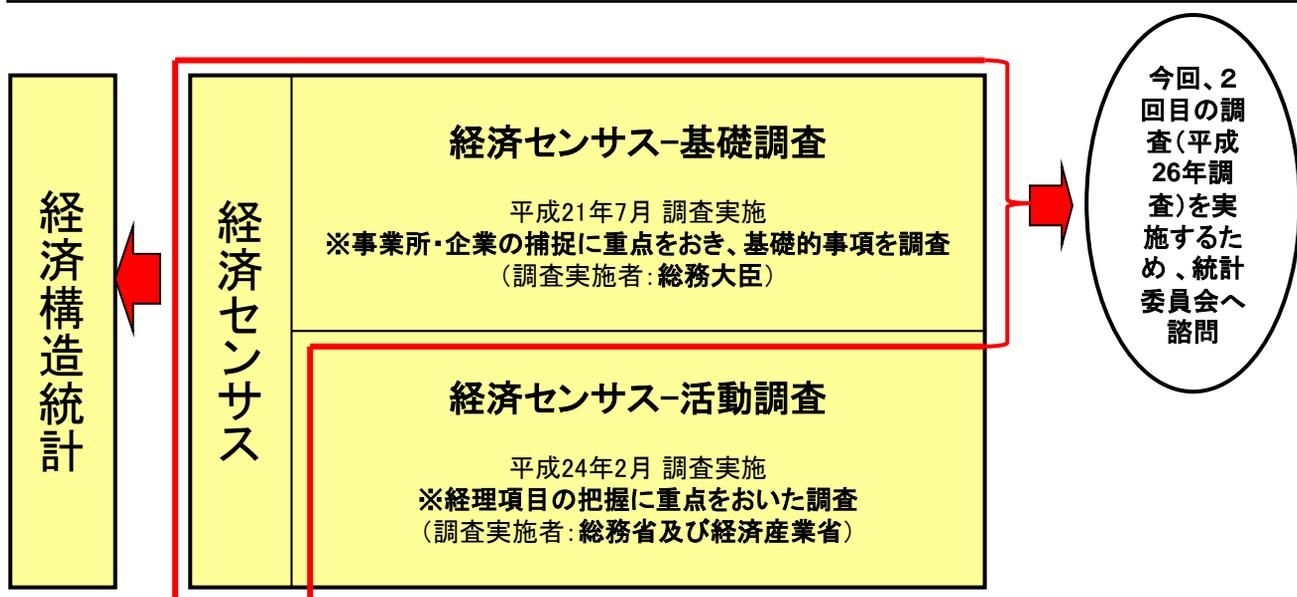
「全産業分野の経済活動を同一時点で網羅的に把握できる統計の整備を図る。」

## 経済センサスの基礎調査と活動調査

- 関連する大規模統計調査の統廃合を行い、経済センサスを創設。
- 経済センサスは、統計法に規定される指定統計調査として実施。
- 平成21年に行政記録等の情報等を利用して事業所・企業の捕捉に重点をおいた調査（基礎調査）を総務省が実施。
- 平成21年に実施した調査（基礎調査）によって得られた情報を有効に活用して、平成24年に経理項目の把握に重点をおいた調査（活動調査）を総務省及び経済産業省が実施。
- 平成24年に実施した調査（活動調査）によって得られた情報等を有効に活用して、平成26年に事業所・企業の捕捉に重点をおいた調査（基礎調査）を総務省が実施。  
なお、平成26年に調査対象及び実施時期が重複する商業統計調査と一体的に実施。

## 経済構造統計の指定

- 経済構造統計の目的  
事業所母集団データベース等の母集団情報を整備するとともに、我が国における事業所及び企業の産業、従業者規模等の基本的構造を全国的及び地域別に明らかにする。



# 平成 26 年経済センサス-基礎調査の概要

## 調査の目的

事業所の事業活動及び企業の企業活動の状態を調査し、事業所母集団データベース等の母集団情報を整備するとともに、我が国における事業所・企業の産業、従業者規模等の基本的構造を全国的及び地域別に明らかにすること

## 確度の高い調査区内事業所名簿の作成

調査実施の前年に「企業構造の事前把握」を実施し、より確度の高い企業単位及び事業所単位の名簿情報を整備

## 調査の概要

### 調査対象

日本標準産業分類に掲げる産業のうち、農林漁業に属する個人経営の事業所、家事サービス業及び外国公務に属する事業所を除く全ての事業所（6,360,000 事業所（うち商業事業所：1,716,000 事業所））

### 調査事項

#### 〔事業所に関する事項〕

名称及び電話番号、所在地、開設時期、従業者数、年間総売上（収入）金額 等

#### 〔企業に関する事項〕

経営組織、資本金等の額及び外国資本比率、決算月、持株会社か否か、親会社の有無等、子会社の有無等、組織全体の常用雇用者数、組織全体の主な事業の内容、支所等の有無、年間総売上（収入）金額 等

### 調査系統

#### 1 甲調査（民営事業所対象）

##### ① 本社一括調査

総務省・経済産業省－民間事業者－報告者

※ 1 国内に傘下支所事業所を有する本社等が対象

※ 2 一義的な調査票の配布は、国の契約する民間事業者において一括して郵送により行い、収集はオンライン又は郵送により行う。

※ 3 民間事業者による一義的な収集後、国、都道府県、市で対象範囲（従業員数、所在地に応じた担当区分）を定めて回収（督促含む）を行う。

##### ② 調査員調査

総務省・経済産業省－都道府県－市町村－統計調査員－報告者

※ 1 単独事業所及び新設事業所が対象

※ 2 調査票の配布は、調査員が行い、収集は調査員による回収又はオンラインにより行う。

#### 2 乙調査（国・地方公共団体の事業所対象）

○ 総務省－報告者

○ 総務省－都道府県－報告者

○ 総務省－都道府県－市町村－報告者

※ オンラインによる配布・収集

### 期日

平成 26 年 7 月 1 日

## 結果の公表

1 速報集計：平成 27 年 6 月末日まで

2 確報集計：平成 27 年 11 月以降

※ 調査結果を総務省ホームページで公表

# 平成26年経済センサス-基礎調査の主な変更内容

## 商業統計調査との一体的実施

平成26年経済センサス-基礎調査は、「平成26年商業統計調査」と調査対象及び実施時期が重複することから、調査客体の負担及び統計業務の輻輳による都道府県・市区町村等の事務負担を考慮し、**両調査を一体的に実施**する(調査対象: 6,360,000事業所(うち商業事業所: 1,716,000事業所))。

## 確度の高い調査区内事業所名簿の作成

調査実施の前年に「企業構造の把握」を実施し、より確度の高い企業単位及び事業所単位の名簿情報を整備

## 調査事項の変更

### 〔事業所に関する事項〕

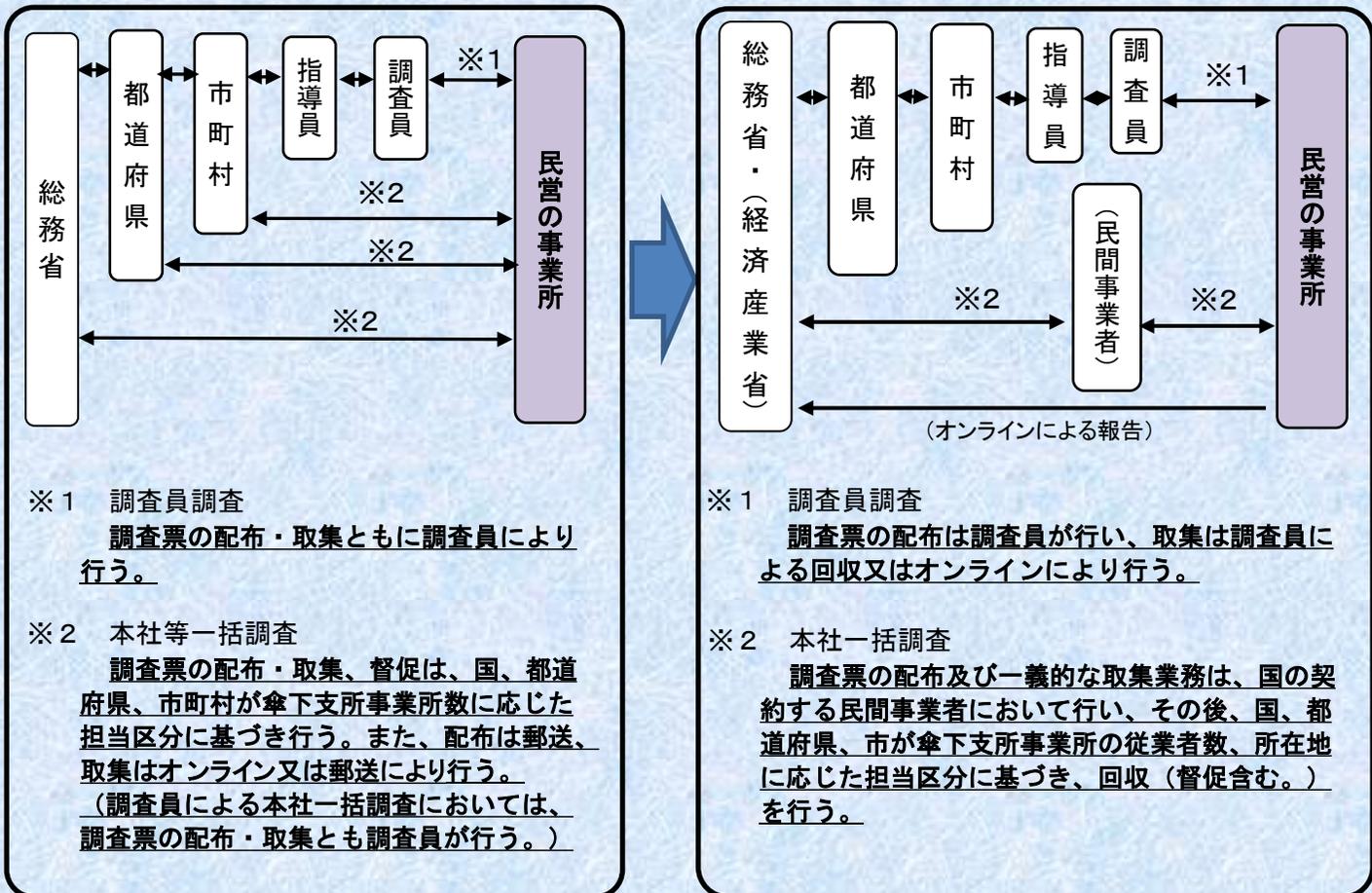
名称及び電話番号、所在地、経営組織、開設時期、従業者数、事業の種類、**年間総売上(収入)金額等**

### 〔企業に関する事項〕

経営組織、資本金等及び外国資本比率、決算月、持株会社か否か、親会社の有無等、子会社等の有無等、組織全体の常用雇用者数、組織全体の主な事業の内容、支所等の有無、**年間総売上(収入)金額等**

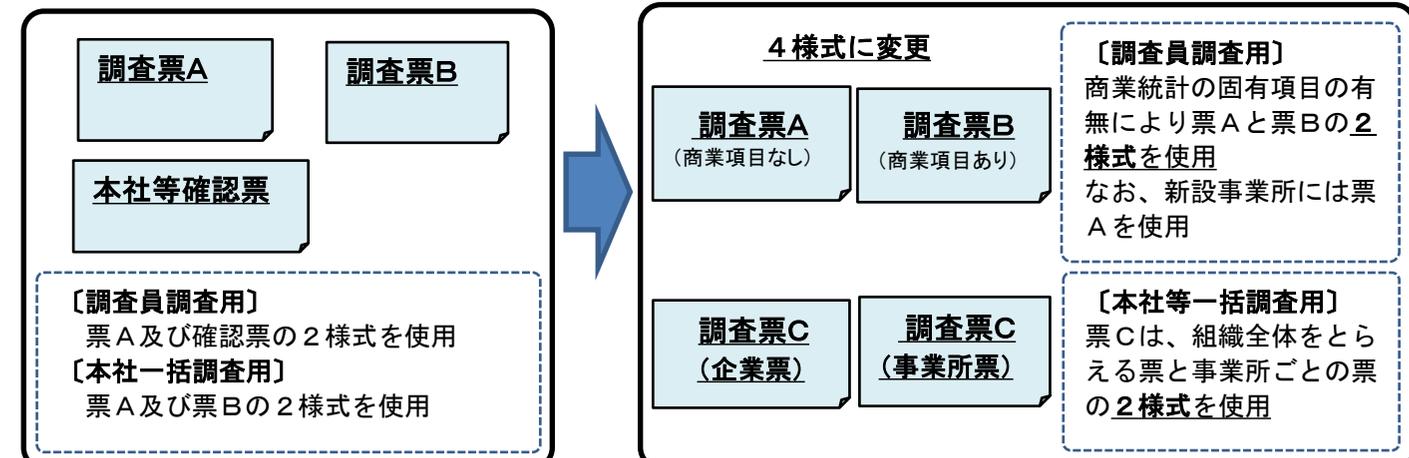
注 商業統計調査との一体的実施のため、商業事業所については、上記項目以外に商業統計調査固有の調査項目を追加。

## 調査方法の変更 (甲調査 (民営事業所対象))



注 乙調査 (国・地方公共団体の事業所調査) は変更なし。

## 調査票の種類の変更 (甲調査 (民営事業所対象))



注 乙調査 (国・地方公共団体の事業所調査) は変更なし。